

組合長	参事	総務課長	総務課長代理	総務課長補佐	総務課(係)

伺)出資減口申込書を受理してよろしいか。また、理事会承認を経て、総会終了後持分を払い戻すこととしてよろしいか。

( 理 事 会 承 認 日 : 令 和 年 月 日 )

### 出資減口申込書及び持分払戻請求書

令和 年 月 日

新見市森林組合  
代表理事組合長 竹本 俊郎 殿

〒  
住 所

フリガナ  
氏 名  
( 組合員コード: ) ⑩

TEL ( ) -

このたび出資口数を減少したいので、新見市森林組合定款第18条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、この申込による減口の効力が生じたときは、定款に定めるところにより、持分の払戻を請求します。

#### 記

1 減少しようとする 出資口数等	□ (出資金額 円)
2 減口したい理由	

(注1)新見市森林組合定款第18条の規定により、組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の議決を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができます。

(注2)森林組合法第38条及び新見市森林組合定款第29条の規定により、持分の払戻しは決算総会終了後となります。